史跡仙台城跡植生修景方針 概 要 腻

仙台市教育委員会文化財課 令和 5 年 3 月

■方針策定の目的

本方針は、『史跡仙台城跡整備基本計画』(令和3年(2021)3月策定)(以下、『整備基本計画』という)で定めた植生修景について具体的な方針をまとめたものです。

史跡仙台城跡の植生は『整備基本計画』および 本方針に基づいて適切に保存、整備、管理を進め、 城郭らしい景観と自然が調和した姿の実現を目指 します。

※植生…ある地域に集まって生息している植物の総称のこと。 ※修景…景観を整えること。

■方針の期間

令和4年度(2022)~令和12年度(2030)の おおむね9年間



広瀬川対岸からの整備イメージ図 『仙台城整備基本計画』より

■仙台城跡の植生の課題と修景の基本方針

—【課 題】 —

- ○史跡の自然環境を把握したうえで、保存、整備、活用に影響を与える樹木について適切な保全、整備を行う必要がある。
- ○来訪者の安全を確保するために、危険な植生を把握した上で 適切に対応する必要がある。
- ○関係部局・機関と連携して、植生の適切な管理を行う必要が ある。
- ○画一的な計画ではなく、その場所の自然環境の特性に合った 計画とする必要がある。
- ○各種調査により、藩政期における植生の把握と現況植生の評価を行い、仙台城跡の全体の植生景観をより明らかにする必要がある。

【仙台城跡整備の基本理念】

仙台の象徴として 守り伝える 歴史・文化的遺産

安全・快適に史跡 に親しみ学べる 地域の城 仙台のまちづくり と地域の活性化へ つなぐ観光資源

【基本方針】

- 遺構保全 良好に残る城郭全体の基本的形状と各遺構の保護・保存を行う
- **顕在化** 植生に覆われ認識しづらい城郭の形状や遺構を本来の姿が見えるようにする
- **安全確保** 倒木などの危険性がある木を把握し、伐採や剪定などを行う
- 植生保全 毎木調査や草本類の調査などにより、史跡地内の自然環境を把握し、保護に努める
- **維持管理** 修景後も定期的な点検により現況を把握し、植生の維持管理に努める

゙゙■植生修景のゾーニング‐

植生修景のゾーニングは、『整備基本計画』で定めた整備ゾーンに、本方針に基づく4つのエリアを加えたもので設定します。

 水系整備ゾーン
 御裏林の御清水~中島池跡~五色沼~長沼の一帯

 本丸整備ゾーン
 本丸跡の一帯

 大手門整備ゾーン
 大手門跡~二の丸詰門跡~中島池跡~扇坂下の一帯

 東丸(三の丸)整備ゾーン
 東丸(三の丸)跡の一帯

 登城路整備ゾーン
 異門跡および大手門跡から本丸へ至る登城路とその一帯

 崖地整備ゾーン
 本丸東および南の崖地一帯



本

本質的価値の顕在化、眺望確保

歩行者・車両周辺の安全確保

X

植生保全エリア

顕在化エリア

安全確保エリア(登城路)

(区分]

重要な植生の保全

維持管理エリア

維持管理、環境整備

本丸北壁石垣周辺

※基本方針にある遺構保全は、史跡全域に係る事であるため、エリアとして設定していません。 ※背景図に東北東部管内河川航空レーザー測量他業務 (国土交通省東北地方整備局) の簡易オルソ画像図を使用)

御清水

五色沼

東丸(三の丸)跡

仙台市博物館

中島池跡

■植生修景の進め方

修景地点の優先度を定め、毎木調査などを通じて現状の植生を調査した上で、伐採や除草、維持管理などの 手法により、年度毎に順次実施していきます。

- (1) 修景地点の優先度の決定
- ▼ 評価基準に基づいて修景地点の優先度を決定します。遺構保全・安全確保の観点は特に優先度を高めます。
- 2 各種調査の実施
- ▼ 植生修景の実施にあたり、原則として毎木調査を実施し、現状の植生を調査します。また、定期的な草本類の調査や 生態調査に加え、史資料(絵図等)調査や発掘調査により過去の植生の調査も必要に応じて実施します。
- 3 植生修景の実施

以下の手法により、年度毎に順次実施していきます。また、定期的に維持管理を行います。

の1971日により、下皮母に限以大旭してV じよう。よた、た別IIIに作り自在と目V よう。	
手法	対象
伐採・剪定	・遺構の保全や来訪者の安全に影響を与える可能性がある樹木 / 枝 (傾倒木 / 幹の湾曲等の欠陥がある樹木 / 劣勢木 / 枯死・枯損木 / 病害虫被害木等) ・遺構の顕在化や眺望確保に影響を与えている樹木または枝
除草	・遺構の顕在化に影響を与えている草本または小径木・ツタ等のつる植物
植栽・移植	・遺構保全のために必要な植栽・来訪者の安全確保のために必要な植栽・史跡整備のために必要な植栽・史跡地内に生育する希少な植物の史跡地内外への移植